

良好な景観形成を図るため、建築行為等を行う場合には、事前に市に届け出を

市では、「美しい風景都市・青梅」を目指し、優れた景観を持つまちづくりを進めるため、「青梅市の美しい風景を育む条例」に基づき、建築行為等について届け出を義務付けています。

なお、重点的に景観形成を図る地区として指定している「青梅駅周辺景観形成地区」および「多摩川沿い景観形成地区」と、その他の「一般地区」では届け出対象が異なります。

○景観形成地区

景観形成地区においては、建築物の建築、工作物・広告物の設置等について届け出が必要です。

青梅駅周辺景観形成地区（右図）と多摩川沿い景観形成地区（下図）の区域の詳細については、お問い合わせください。



●青梅駅周辺景観形成地区の範囲



●多摩川沿い景観形成地区の範囲



▲青梅駅周辺地区

○一般地区

景観形成地区を除く、市内のすべての地区です。一定規模以上の建築物の建築、工作物の設置等について届け出が必要です。

問い合わせ 都市計画課 景観係

高齢者住宅 「青梅シルバーピア新町」 あき室入居者募集

市では、高齢者住宅「青梅シルバーピア新町」のあき室入居者を募集します。募集戸数・形式 1戸・1K 使用料月額 1万4千300円（所得に応じて6段階に区分） 入居予定 平成30年1月 所在地 新町3-54-17

青梅市と青梅郵便局との間で 「地域における協力に関する協定」を締結

市では、8月31日に、青梅郵便局および市内15の郵便局と「地域における協力に関する協定」を締結しました。これは市と青梅郵便局および市内15の郵便局が連携し、市民の安全・安心を守り、快適なまちづくりを進めるため、郵便局が業務中に発見、気付いた次のことを市へ情報提供するものです。



▽高齢者、障がい者、子ども等の何らかの異変
▽道路の亀裂・陥没等の状態異常
▽不法投棄と思われる廃棄物等

油・断・快適！下水道

キッチンから流れ出た油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。鍋や食器に付いた油汚れは、洗う前に拭きとりましょう。このちよつとした油は、下水道に流さないで！

青梅市住宅なんでも相談会

市では、青梅市住宅施策推進協議会との共催で、「青梅市住宅なんでも相談会」を開催します。日時 10月28日(土) 午後1時30分～4時 会場 市役所2階204・205会議室

生産緑地地区の都市計画変更図書の縦覧

生産緑地地区を、10月1日付けで約133・27haから約130・98haに変更しました。この都市計画変更に伴う関係図書の縦覧を行います。今回の変更内容は、農業生産緑地の所有者は、生産緑地を農地等として適正に管理することが義務付けられています。

新築・増築の調査に伺います

◆新築・増築をしたらご連絡を 市では、新築・増築した家屋（住宅、店舗、工場、車庫、物置等）の調査を行っています。この調査は、平成30年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するために調査員が家屋の外部・内部・設備等を調査するもので、29年中に新築・増築したすべての家屋が対象となります。

